

機械保険

1. 機械保険とは…

保険証券記載の事業場において、稼動可能な状態^(注)にある機械設備・装置に生じた不測かつ突発的な事故による損害を幅広く補償する保険です。

ただし、火災によって生じた損害については補償の対象外となりますので、火災保険とあわせてのご契約をおすすめします。

(注) 検査、整備、修理または事業場において移設のために一時稼動していない状態も稼動可能な状態に含めます。

2. この保険の対象は…

各機械設備・装置を個別にお引受けします。

- 原動力機械……ボイラ、エンジン、発電機など
- 電気設備機械……モーター、受配電設備、通信機器など
- 運搬機械……クレーン^(※)、コンベア、エレベーターなど
- 流体機械……ポンプ、送風機など
- 各種産業機械……金属加工機械、印刷機械、食品加工機械など

(注1) 機械設備・装置の一部のみについて、または一部を除いてお引受けすることはできません。

(注2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- (1) ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類
(ただし、エレベータのワイヤロープ、立体駐車場のチェーン、制御装置、通信機または電子計算機の管球類等は特約を付帯することにより保険の対象に含まれます。)
- (2) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃および金型、型ロール、その他の型類
- (3) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられる資材
(ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は保険の対象に含まれます。)
- (4) フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- (5) 炉壁 (ボイラの炉壁は保険の対象に含まれます。)
- (6) 基礎 (アンカーボルトを含みます。)

(注3) 予備用の部品は一般に保険の対象から除いてお引受けしますが、お申し込みがあれば保険の対象に含めることができます。

(注4) 工場、事業場、建物内の機械設備・装置をまとめてお引受けすることも可能です。

(※) クレーン等走行式機械設備については、「損害の額の制限に関する特約」および「走行式機械特約」を必ずセットしなければいけません。上記特約の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

3. この保険でお支払いの対象となる主な損害は…

- ① 従業員や第三者の運転、誤操作による損害
- ② 設計、製造または材質の欠陥による損害
- ③ 製作または組立作業の欠陥による損害
- ④ ショート、アーク、スパーク、可電流等の電氣的損害
- ⑤ 遠心力による破壊、その他の機械的損害
- ⑥ 落雷、凍結による損害
- ⑦ 他物との衝突、落下による損害
- ⑧ 爆発、破裂による損害(ただし、火災を原因とするものは除きます。) など

4. この保険でお支払いする保険金は…

機械保険では、次の表に記載された保険金をお支払いします。

| | 内 容 |
|-----------------|--|
| 1. 損害保険金 | 損害を受けた保険の対象を損害発生直前の稼動可能な状態に復旧するために要する修理費(損害額)から保険証券記載の被保険者自己負担額を控除した額をお支払いします。ただし、保険金額をもって限度とします。 なお、損害が生じた時における保険金額が新調達価額に達しない場合は、保険金額の新調達価額に対する割合によって損害をてん補します。 |
| 2. 臨時費用保険金 | 保険の対象が損害を受け、損害保険金が支払われる場合に損害保険金に加算して臨時に生じる費用として、損害保険金の10%(1事故1事業場につき200万円限度)をお支払いします。他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでもお支払いします。 |
| 3. 残存物取片づけ費用保険金 | 保険の対象が損害を受け、損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに要した費用の実費(損害保険金の6%を限度)をお支払いします。他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでもお支払いします。 |
| 4. 損害防止費用保険金 | 損害の発生または拡大の防止のために保険契約者または被保険者が支出した必要または有益な費用を前記「1. 損害保険金」の額に算入しお支払いします。ただし、前記「1. 損害保険金」が支払われる場合に限りです。 |

5. この保険でお支払いの対象とならない主な損害は…

- ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または事業場責任者の故意もしくは重大な過失によって生じた損害
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 暴風、土砂崩れ、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水または水路、地下水の氾濫によって生じた損害
- 火災および火災による爆発・破裂またはこれらの消防・避難のための処置によって生じた損害
- 紛失、盗難、詐欺または横領によって生じた損害
- 腐食、さび、侵食または日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化によって生じた損害
- 保険料領収前に生じた事故によって生じた損害

ご契約の際にご注意いただきたいこと

1. 保険金額は、新調達価額*で設定してください。
保険金額が新調達価額に満たない場合は、お支払いする保険金が削減されますのでご注意ください。
また、ご契約の内容によっては、被保険者自己負担額が設定されます。お支払いする保険金は、損害の額から被保険者自己負担額を差し引いた額となります。
詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
※保険の対象と同種同能力の新しい機械を取得するために要する価額（機械を運転可能な状態に設置するための運賃、組立・据付費、試運転調整費等を含みます。）です。
2. 満期返れい金について
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
3. 解約返れい金について
ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間（ご契約期間）のうち未経過であった期間に対して、当社規定により算出した保険料を解約返れい金としてお支払いします。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
4. 告知事項について
 - 申込書等に★または☆が付された事項はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なっていた場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。（弊社の代理店には告知受領権があります。）
 - 同種の他の保険契約等がある場合は、申込書の「同種の他の保険契約など」欄に必ずご記入ください。
5. 保険料について
保険料は保険の対象の種類、型式、規模などによって異なります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. ご契約後に申込書等に☆が付された事項の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
2. 保険料を分割してお支払いいただく場合には、第2回目以降の分割保険料については、払込期日をお守りください。払込期日の翌月末まで払い込みの猶予がありますが、この猶予期間を過ぎても分割保険料の払い込みがない場合等には、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
3. 損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額（ご契約金額）の80%に相当する額を超えた場合には、ご契約は損害発生時に終了します。80%以下であれば保険金のお支払が何回あったとしても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。ただし、別々に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて上記の規定を適用します。
4. 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
5. ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
6. 損害保険において、引受保険会社の経営が破綻した場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。詳しくは「重要事項説明書」をご確認ください。
7. 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご確認ください。

万が一事故が発生したときは

- すぐに取扱代理店または弊社事故受付センター窓口（下記参照）までご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
 - 保険金をお支払した場合、被保険者は、損害（保険の対象が全損となる場合も含まれます。）が生じた日から1年以内に、事業場において、その保険の対象を復旧し、弊社に通知しなければなりません。ただし、法令による規制等止むを得ない事情がある場合は、弊社の承認を得て、復旧の期間、場所を変更することができます。被保険者が前述の復旧を行わなかった場合、機械保険普通保険約款第5条損害の額の算出（4）における損害の額は保険の対象の時価額*が限度となりますのでご了承ください。
- ※保険の対象に損害が生じた時における保険の対象の価額をいいます。

このパンフレットは機械保険の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

| | |
|--|----------------------------|
| お客さま相談センター | |
| 受付時間：平日の午前9：00～午後5：00 （土日・祝日、年末年始はお休みとさせていただきます。） | |
| お問い合わせ・ご相談 | ☎ 098-867-1063（お客さま相談センター） |
| ご不満・ご意見・ご要望 | ☎ 0120-331-308（お客さま相談センター） |

万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故受付センター | |
| 受付時間：平日（午前9：00～午後6：00） | |
| ☎ 098-869-3119 | |
| 受付時間：平日夜間（午後6：00～翌朝9：00）および土日・祝日 | |
| ☎ 0120-091-161（通話料無料） | |

弊社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

（社）日本損害保険協会 そんぽADRセンター

詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<http://www.sonpo.or.jp/>）

ナビダイヤル ☎ 0570-022808

受付時間：午前9：15～午後5：00 ただし、土日・祝日を除きます。

— 郷土の損害保険会社 —

 **大同火災海上保険株式会社**

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは